

第1章 海上災害対策計画

第1節 計画の目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、又は船舶、陸上施設、海上施設からの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等の発生といった海上災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

町、県、防災関係機関及び海上運送事業者をはじめとする民間事業者(以下、この章において「関係事業者」という。)は、海上における船舶の事故、危険物等の大量流出等の海上災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 活動体制の強化

町、県、及び関係事業者は、遭難者、行方不明者の捜索、負傷者の救出、危険物、汚染物等の拡散防止等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備等、活動体制の強化を図る。

2 救助・救急及び医療(助産)救護

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

3 防災訓練の実施

町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 福島県沿岸排出油等防除協議会への参画

町は、福島海上保安部主催の福島県沿岸排出油等防除協議会に参画し、県、沿岸他市町、関係機関と連携し、排出油防除計画の策定、必要な施設、機材の整備の推進、研修及び訓練、排出油防除活動を行う。

第4 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第3節 応急対策計画

第1 情報の収集・伝達

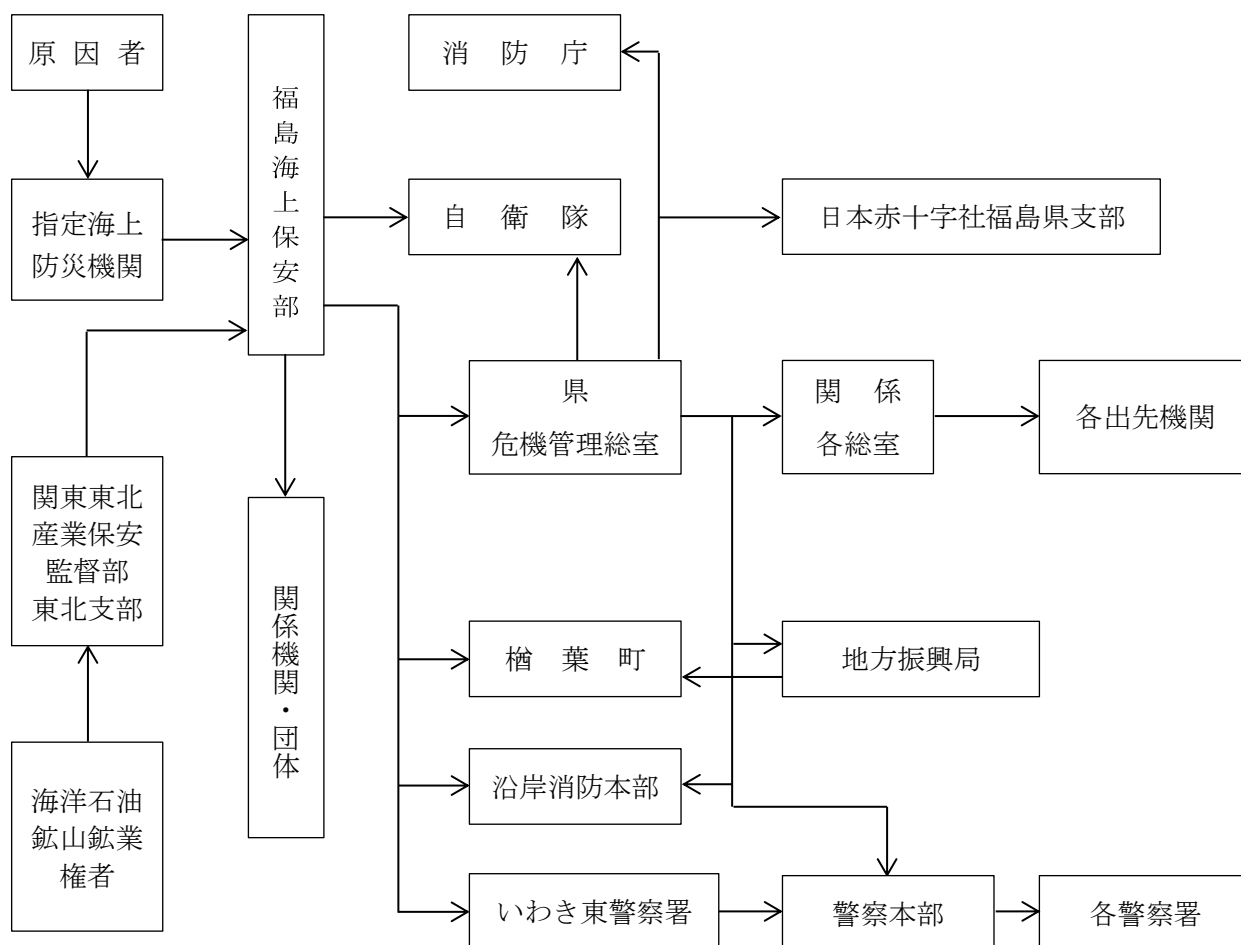
くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－7 海上災害」により連絡する。

海上災害情報伝達系統

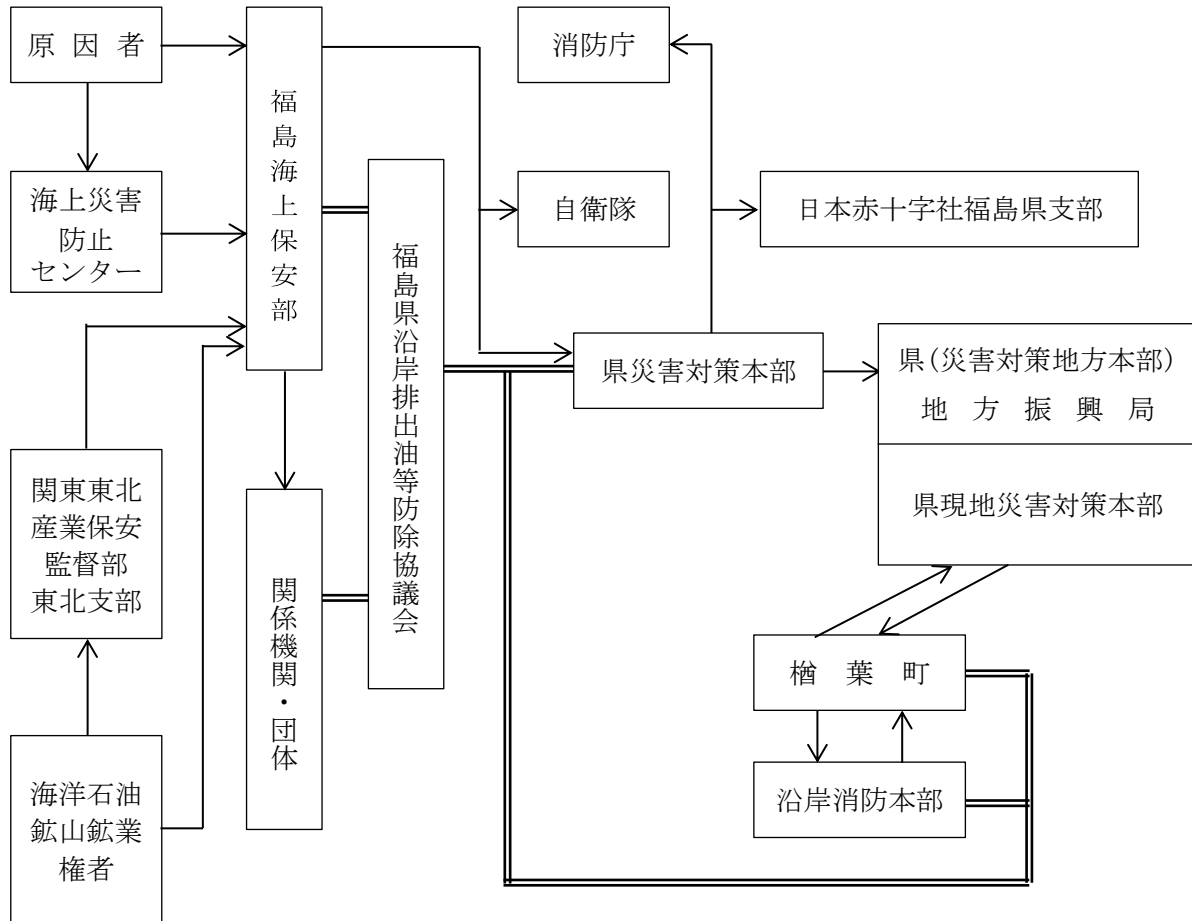
I 災害の初期情報体系

海上災害情報伝達系統



Ⅱ 災害対策本部設置後の体系

災害対策本部設置後の海上災害情報伝達系統



※ =は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

第2 活動体制の確立

町沿岸、近隣において、船舶の事故、危険物の大量流出等の海上災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節 職員の動員・配備、第2節災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第3 搜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、行方不明者等の搜索を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、搜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の搜索、遺体対策等」に準じて行う。

第4 危険物等の大量流出に対する応急措置

1 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

2 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行う。

3 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、関係市町は、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

4 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急の措置を行う。

第5 ボランティアとの連携

このことについては、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第25節 ボランティアとの連携」を参照する。

第6 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。